

品川区議会における政務活動費の交付に関する条例

平成13年3月30日

条例第5号

改正 平成14年7月15日条例第22号 平成18年12月7日条例第49号
平成20年10月23日条例第24号 平成25年2月25日条例第4号
平成27年3月31日条例第35号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、品川区議会における会派または議員に対し、政務活動費を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 政務活動費は、品川区議会議長（以下「議長」という。）に結成を届け出た会派（所属議員が1人の場合を除く。以下「会派」という。）または品川区議会議員（以下「議員」という。）に対し交付する。ただし、会派に対して交付する場合は、当該会派に所属する議員に対しては、交付しない。

(会派に対して交付する政務活動費)

第3条 会派に対し交付する政務活動費は、月額19万円に当該会派の所属議員数を乗じて得た額とする。

2 前項の所属議員数は、毎四半期の最初の日（以下「基準日」という。）における会派の所属議員数をもって算定する。

3 四半期中途において、会派の所属議員数に変動があった場合における当該四半期の政務活動費の交付については、当該会派の所属議員数の変動が生じなかったものとみなす。

4 各会派の所属議員数の計算については、同一議員につき重複して行うことができない。

(議員に対して交付する政務活動費)

第4条 議員に対し交付する政務活動費は、月額19万円とする。

2 四半期中途において、新たに議員となった者または政務活動費の交付を受けていた会派から離脱した者に対しては、議員となった日または当該会派から離脱した日の属する四半期の翌四半期（その日が基準日に当たる場合は、当四半期）から政務活動費を交付する。

(交付の申請等)

第5条 会派の代表者（以下「代表者」という。）または議員は、政務活動費の交付を受けようとするときは、毎年度4月10日までに区長に申請しなければならない。

2 区長は、前項の規定により政務活動費の交付の申請があったときは、速やかに交付の適否および交付額を決定し、代表者または議員に通知するものとする。

(交付の請求および時期)

第6条 代表者または議員は、前条第2項の通知を受けた後、毎四半期の最初の月の15日までに、第3条または第4条に定めた政務活動費の3カ月分を区長に対し請求するものとする。

2 区長は、前項の請求があったときは、速やかに政務活動費を交付するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、四半期中途において議員の任期が満了する場合は、第1項に規定する日に任期満了日が属する月までの月数分を支給するものとし、任期満了日が属する月の翌月以後の残月数分については、会派結成後の所属議員数に応じて速やかに交付する。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第7条 政務活動費は、会派または議員が行う調査研究、研修、広報、各種会議への参加等区政の課題および区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動(次項において「政務活動」という。)に要する経費に対して交付する。

2 会派または議員は、政務活動費を別表で定める政務活動に要する経費以外に充ててはならない。

(経理責任者)

第8条 会派は、政務活動費の使途および経理を明確にするために、当該会派の議員のうちから政務活動費経理責任者(以下「経理責任者」という。)を定めなければならない。

2 経理責任者または議員は、政務活動費の収支について会計帳簿を調製し、その内訳を明確にするとともに、領収書等を整理しなければならない。

(収支報告書)

第9条 代表者または議員は、毎四半期終了後当該政務活動費に係る収入および支出の報告書(以下「四半期収支報告書」という。)を作成し、領収書その他の証拠書類(以下「証拠書類」という。)を添付して、毎四半期の終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、政務活動費の交付を受けた会派が解散し、または政務活動費の交付を受けた議員が議員でなくなったときは、代表者であった者または議員であった者は、会派が解散した日または議員でなくなった日の属する月までの四半期収支報告書および証拠書類を、会派が解散した日または議員でなくなった日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

3 代表者または議員は、毎年度終了後当該政務活動費に係る1年間の収入および支出の報告書(以下「年度収支報告書」という。)を作成し、当該年度の終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、政務活動費の交付を受けた会派が解散し、または政務活動費の交付を受けた議員が議員でなくなったときは、代表者であった者または議員であった者は、会派が解散した日または議員でなくなった日の属する月までの年度収支報告書を、会派が解散した日または議員でなくなった日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

(政務活動費の返還)

第10条 代表者または議員は、会派または議員が交付を受けた政務活動費を第7条第2項に定める経費以外のものに支出した場合は、当該経費に相当する額を区長に返還しなければならない。

2 代表者または議員は、会派または議員が交付を受けた政務活動費の総額から、その年度において支出した政務活動費の総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額を区長に返還しなければならない。

(会派の届出の通知)

第11条 議長は、第2条の規定により会派の届出があったときは、区長にその旨を通知しなければならない。

(報告書等の保存)

第12条 議長は、第9条の規定により提出された四半期収支報告書および証拠書類ならびに年度収支報告書を、提出すべき期間の末日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(透明性の確保)

第13条 議長は、第9条の規定により提出された四半期収支報告書および証拠書類ならびに

年度収支報告書について必要に応じて調査等を行うことにより、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(品川区特別職報酬等審議会条例の一部改正)

2 品川区特別職報酬等審議会条例(昭和39年品川区条例第34号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

付 則(平成14年7月15日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成18年12月7日条例第49号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の品川区議会における政務調査費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る政務調査費について適用し、同日前の使用に係る政務調査費については、なお従前の例による。

付 則(平成20年10月23日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行し、(中略)第4条の規定による改正後の品川区議会における政務調査費の交付に関する条例の規定は、平成20年9月1日から適用する。

付 則(平成25年2月25日条例第4号)

1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。

2 この条例による改正後の品川区議会における政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の日前にこの条例による改正前の品川区議会における政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

付 則(平成27年3月31日条例第35号)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の第9条第3項および第4項の規定は、平成26年度以後に交付された政務活動費から適用する。

別表(第7条関係)

項 目	内 容
調査研究費	品川区の事務および地方行財政に関する調査研究に要する経費ならびに調査を委託する場合の経費
研 修 費	研修会、講習会等を実施する経費および他団体が開催する研修会、講習会等への参加に要する経費
会 議 費	各種会議に要する経費および参加経費
資 料 費	議会審議に必要な資料を独自に作成するために要する経費および調査研究のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
広報・活動費	議会活動および区政に関する政策等の広報活動に要する経費
事 務 費	事務遂行に必要な経費
人 件 費	会派または議員の活動を補助する職員および臨時職員を雇用する経費